

令和7年度流山市国民健康保険 保健事業実施計画

1 目的

- (1) 流山市国民健康保険被保険者の健康の保持増進
- (2) 増嵩する医療費の適正化

2 基本方針

令和6年3月に策定した第3期データヘルス計画の目標として掲げた、特定保健指導実施率の向上、新規人工透析患者数の減少、特定健診受診率の向上を中心とし、その他上記目的の達成に資する事業を行っていく。

3 事業計画

事業名	内容
(1) 第3期データヘルス計画で掲げる事業	<p>①特定保健指導実施率向上事業 全体実施率が、県内他市町村に比較して低いため、要因分析及び効果的な向上策を講じ、実施率向上を図る。 具体的には事業を委託している流山市医師会と連携を取りながら、未利用者に対する戸別訪問及び受診勧奨通知を発出し、市直営での特定保健指導も実施する。</p> <p>【主な目標】 特定保健指導利用率の向上 (参考) 令和5年度実績値 22.4% 令和6年度実績値 R7.11頃に確定 令和7年度目標値 27.0%</p> <p>【実施期間】 初回面接から3～6か月間</p> <p>【実施場所】 市内特定健診実施医療機関のうち特定保健指導取扱医療機関及び市保健師、管理栄養士による実施</p> <p>②糖尿病性腎症重症化予防プログラム事業 糖尿病の指標となるHbA1cの数値が6.5以上かつeGFR60未満または尿蛋白(±)以上の未だ治療を行っていない者の数値の改善を目標とする。</p> <p>【主な目標】 新規人工透析患者数の減少 (参考) 令和5年度実績値 11人 令和6年度実績値 R7.11頃に確定 令和7年度目標値 9人</p> <p>【実施期間】 随時</p> <p>【実施場所】 保健指導委託医療機関、かかりつけ医等委託医療機関及び市保健師、管理栄養士等による実施</p>

	<p>③特定健康診査受診率向上事業</p> <p>全体受診率は、千葉県平均を上回っていることから、この高い受診率の維持・向上を図る。</p> <p>具体的には未受診者に対する人工知能（A I）を活用した受診勧奨通知（※）を発出する。</p> <p>（※）A Iによって、行動変容を起こしやすい（＝特定健診受診に結び付きやすい）方を可視化した上で、効率的且つ最適なターゲット選定を行い、特性に合わせた受診勧奨通知を発出することにより特定健診受診率向上の底上げを図るもの。事業に要する費用は、国からの補助金交付の対象となっている。</p> <p>【主な目標】 特定健診受診率の向上 （参考） 令和5年度実績値 49.4% 令和6年度実績値 R7.11頃に確定 令和7年度目標値 52.8%</p> <p>【実施期間】 6月15日から9月30日まで</p> <p>【実施場所】 市内特定健診実施医療機関において実施</p> <p>【自己負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳未満の市町村民税が課されている世帯に属する被保険者 1,000円 ・それ以外の被保険者 無料
<p>（2）人間ドック及び脳ドック助成事業</p>	<p>健診内容や機会の拡充により疾病の早期発見を図り、被保険者の健康維持に努める。また、早期発見・早期治療により疾病の重篤化を防ぐことで医療費適正化の一助とする。</p> <p>【対象者】 国民健康保険料に未納がなく、国民健康保険に引き続き1年以上加入している方。人間ドックは35歳以上の方、脳ドックは40歳以上の方。</p> <p>【実施期間】 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>【助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック（毎年度助成可） 23,000円 ・脳ドック（3年度に1回の助成） 23,000円 ・人間ドックに脳検査を含む場合（3年度に1回の助成） 28,000円
<p>（3）あんま、マッサージ、指圧、はり及びきゅうに関する施設利用助成事業</p>	<p>健康増進を目的として、あんま、マッサージ、指圧、はり及びきゅうについて、市内指定施設にて利用する場合の費用助成を実施する。</p> <p>【対象者】 国民健康保険料に未納がなく、末しょう神経疾患又は運動器疾患の自覚症状をもつ方で、60歳以上の国保加入者。</p> <p>【補助額】 500円（月2枚とし、最大24枚）</p>

<p>(4) 健康管理増進事業</p>	<p>生活習慣病をはじめとする疾病予防・重症化の予防を目的として、食生活に視点を置いた「健康を支える栄養学」を被保険者等に広く紹介し、知識の啓発、普及及び実践により定着を促すことで健康を回復・維持・増進し、増加する医療給付費の適正化を図る。</p> <p>【実施内容】 栄養学に基づく学習会及び調理実習 正しい食生活を検証するミラー分析法を使用した生活指導</p> <p>【対象者】 国民健康保険加入者等</p> <p>【受託事業者】 受託事業者：NPO法人 健康を育てる会・流山</p>
<p>(5) 医療費通知事業</p>	<p>①医療費通知 医療機関等がかかった医療費の額等を被保険者へ通知することにより、被保険者の健康に対する認識を深め、医療保険の健全な運営を図る。</p> <p>【対象者】 国民健康保険被保険者</p> <p>【実施回数】 年2回（1月・3月）</p> <p>②後発（ジェネリック）医薬品利用促進通知 現在使用している医薬品を後発医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額を通知することで、後発医薬品の利用を促進するとともに医療保険の健全な運営を図る。</p> <p>【対象者】 国民健康保険被保険者のうち、長期に投与が見込まれる循環器官、呼吸器官、消化器官及び糖尿病薬を服用し、一定以上の軽減が見込まれる者</p> <p>【実施回数】 年2回（8月・2月）</p>
<p>(7) 重複服薬者等訪問指導事業</p>	<p>市と地域の薬剤師が協働して、多剤服薬者を含む重複服薬者に対して保健指導を行い、被保険者の健康被害を防止するとともに、医療費の適正化を図る。</p> <p>【対象者】</p> <p>(1) 重複投与者 抽出した同一の月の間（以下「同一月」という。）に3以上の医療機関から同一の薬効の薬剤を直近1年間において3か月以上投与されている者</p> <p>(2) 多剤投与者 同一月に9種類以上の薬剤を投与されている者</p>

	<p>【実施期間】 随時</p>
<p>(8) その他</p>	<p>【生活習慣病等予防対策事業】 生活習慣病の予防と重症化予防をはかり、被保険者の健康と医療費の適正化を実現する。 特に予防・健康づくりの取組を推進するため、流山市健康まつりや事業者と連携した健康イベントを実施する。</p> <p>【高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施との連携事業】 国民健康保険保健事業や後期高齢者医療保険保健事業、介護保険の地域支援事業との一体的な実施を着実にを行い、フレイルの進行を予防し、在宅で自立した生活が継続して送れる高齢者の増加を図る</p>